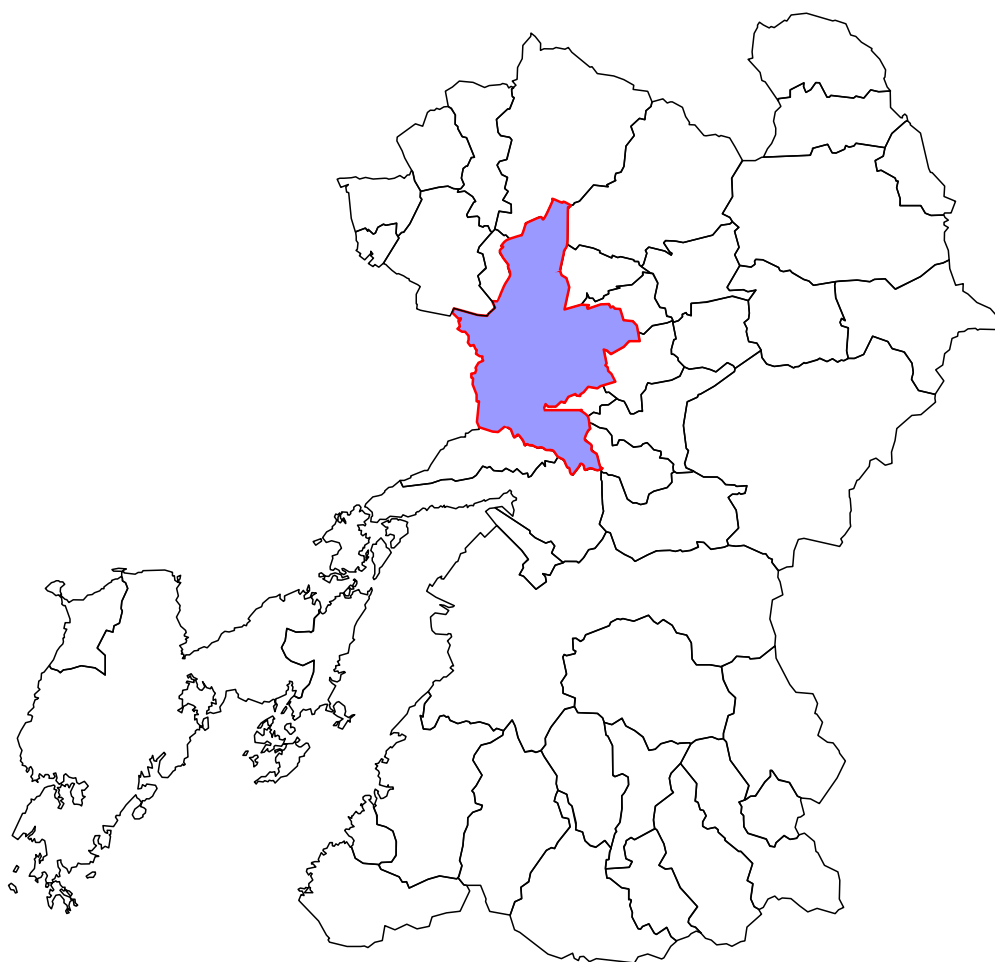


第1回政令指定都市移行県市連絡会議

会議資料



日時 平成21年10月27日(火) 午後4時～
場所 熊本テルサ 3階「たい樹」

目 次

1. 政令指定都市移行県市連絡会議設置規則（案）について	1
2. 政令指定都市移行県市連絡会議体制（案）について	3
3. 事務権限移譲スケジュール（案）について	5
4. 事務権限移譲の協議対象となる事務数について	7
5. 事務権限移譲の協議対象となる主な事務について	9

政令指定都市移行県市連絡会議設置規約(案)

(設置)

第1条 熊本県（以下「県」という。）と熊本市（以下「市」という。）は、市の政令指定都市移行に伴う県から市への事務権限移譲に関する協議調整その他必要事項に係る連絡調整、情報交換等を行い、市の政令指定都市移行を円滑に進めるため、政令指定都市移行県市連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 連絡会議は、別表第1に掲げる県市それぞれの関係職員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第3条 連絡会議に会長及び副会長を置き、会長及び副会長は構成する関係職員の互選によりこれを定める。

2 会長は、連絡会議を主宰し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(連絡会議)

第4条 連絡会議は、必要に応じ会長が招集する。

(幹事会)

第5条 連絡会議に付議する事項について、あらかじめ協議調整するため、連絡会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表第2に掲げる県市それぞれの関係職員をもって組織し、必要に応じ構成する者の協議によって開催する。

3 幹事会は、必要に応じてその構成員以外の者に幹事会への出席を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第6条 幹事会は、幹事会の調整、検討事項に関係する課の職員をもって構成するワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは、幹事会の調査、検討事項に関し、資料収集及び調査研究等を行う。

(分科会)

第7条 連絡会議の事務権限移譲に関する協議調整等に係る各部門ごとの詳細を協議し、また、事務の引継ぎを円滑に進めるため、連絡会議に分科会を置く。

2 分科会は別表第3に掲げる部門ごとに組織し、運営その他必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 連絡会議の庶務は、熊本県総務部市町村総室及び熊本市企画財政局政令指定都市推進室において処理する。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、県市間で協議して定める。

附 則

この規約は、平成21年10月27日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

熊本県	熊本市
総合政策局長 総務部長 地域振興部長 健康福祉部長 環境生活部長 商工観光労働部長 農林水産部長 土木部長 教育長	総務局長 企画財政局長 市民生活局長 健康福祉局長 子ども未来局長 環境保全局長 経済振興局長 都市建設局長 消防局長 上下水道事業管理者 教育長

別表第2 (第5条関係)

熊本県	熊本市
市町村総室長 人事課長 財政課長	政令指定都市推進室長 行政経営課長 人事課長 財政課長

別表第3 (第7条関係)

総務分科会 地域振興分科会 健康福祉分科会 環境生活分科会 商工観光労働分科会 農林水産分科会 土木分科会 教育分科会
--

政令指定都市移行県市連絡会議体制(案)

政令指定都市移行県市連絡会議

◎連絡会議

政令指定都市移行に関する県から市への事務権限移譲など必要事項の協議

県	熊本市
総合政策局長 総務部長 地域振興部長 健康福祉部長 環境生活部長 商工観光労働部長 農林水産部長 土木部長 教育長	総務局長 企画財政局長 市民生活局長 健康福祉局長 子ども未来局長 環境保全局長 経済振興局長 都市建設局長 消防局長 上下水道事業管理者 教育長

<主な協議項目>

- 県から市への事務権限移譲に関する協議
(移譲事務権限の確認、事務権限移譲に伴う県市間の調整等)
- 県から市への事務権限移譲に伴う財務に関する協議
(県債償還金の取扱い、県単独助成事業の取扱い、宝くじ販売収益金の配分、事務権限移譲に伴う財政支援等)
- その他
(事務権限移譲に伴う人的支援、県有財産の譲渡・使用許可、その他政令指定都市移行に関し必要な事項)



◎幹事会

分科会での協議未了事項の調整、連絡会議へ付議・報告する事項の協議・調整
(県市の窓口、実質協議の場)

市町村総室長 人事課長 財政課長 (必要に応じて関係課長)	政令指定都市推進室長 行政経営課長 人事課長 財政課長 (必要に応じて関係課長)
--	--


○ワーキンググループ

幹事会の調査、検討事項に関する資料収集、調査研究等
※幹事会の調査、検討事項に係る課の職員で組織



◎分科会

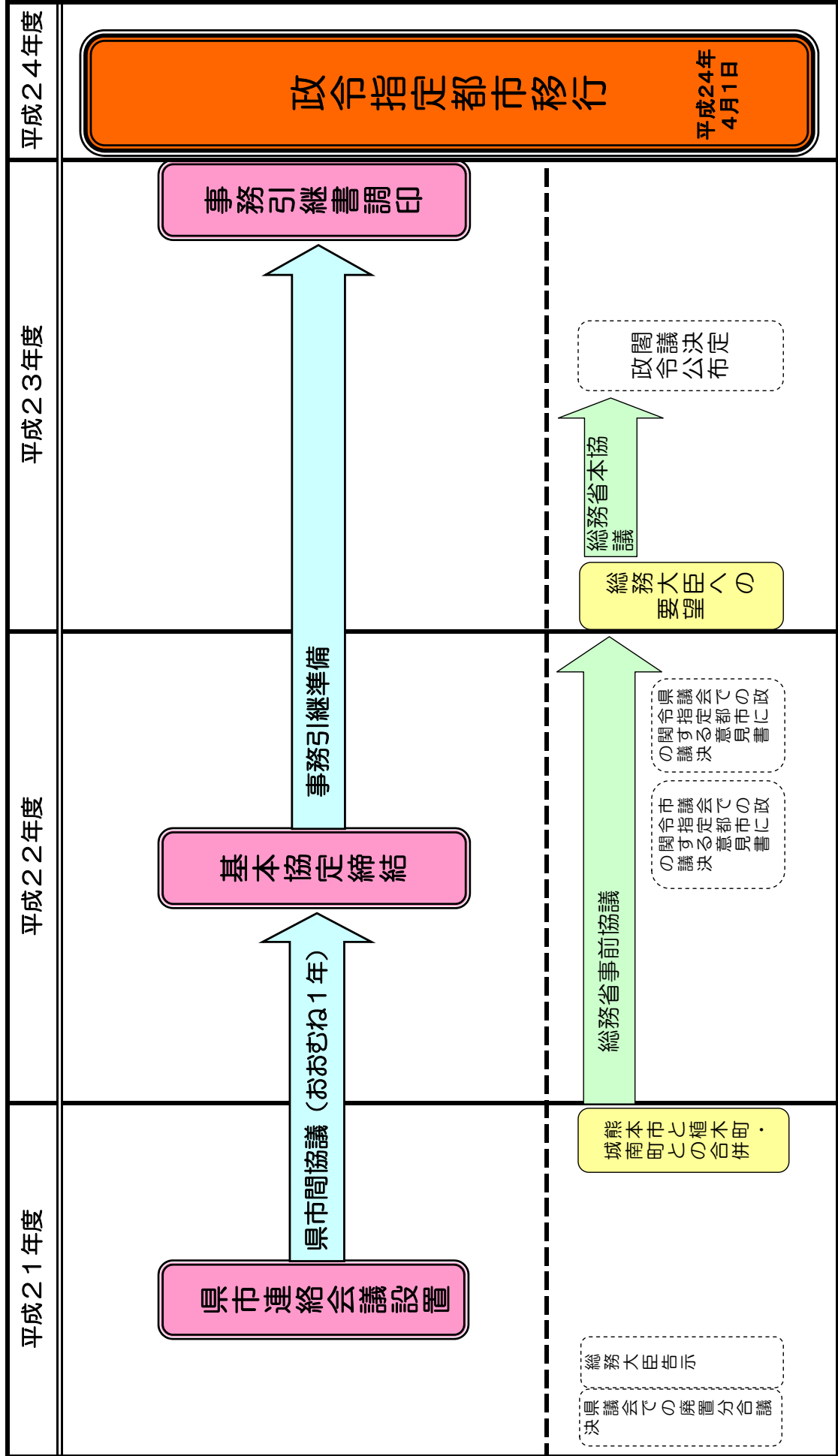
担当課・部局レベルでの協議の場

総務分科会 地域振興分科会 健康福祉分科会 環境生活分科会 商工観光労働分科会 農林水産分科会 土木分科会 教育分科会	
担当課	 担当課

○連絡会議の庶務

市町村総室	政令指定都市推進室
-------	-----------

事務権限移譲スケジュール(案)



■ 事務権限移譲の協議対象となる事務数

H21.10.27時点

分科会	移譲区分	法令必須	法令任意	要綱・通知等	事務処理特例条例等	分科会ごとの合計
総務		16	2	8	16	42
地域振興		7	0	5	0	12
健康福祉		20	3	50	9	82
環境生活		3	1	1	6	11
商工観光労働		2	4	3	3	12
農林水産		1	0	0	9	10
土木		54	16	22	29	121
教育		17	1	22	10	50
移譲区分ごとの合計		120	27	111	82	340
※項目数(現段階での見込み)						1,000～1,500

※事務数は現時点での調査に基づくもの。
 ※項目数については、今後の県市協議の中で、根拠法令の条項等を精査するうえで整理することとなる。
 ※**県単独助成事業については、今後の協議を踏まえて別途整理する。**
 ※児童相談所関係の事務権限移譲については、県市間で別途協議が進められている。

■ 事務権限移譲の協議対象となる主な事務

移譲区分	内 容
法令必須	<p>法令上、政令指定都市が行うこととされている事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公務員災害補償基金に関する事務(総務) ○ 精神保健福祉センターの設置に関する事務(健康福祉) ○ 発達障害者支援に関する事務(健康福祉) ○ 特定周辺整備地区の指定等に関する事務(環境生活) ○ 大規模小売店舗立地に関する事務(商工観光労働) ○ 卸売市場に関する事務(農林水産) ○ 道路(国・県道)の路線認定、新築・改築、維持・管理等に関する事務(土木) ○ 公共土木施設(河川、砂防整備、道路、下水道、公園)災害復旧に関する事務(土木) ○ 県費負担教職員の任免及び給与の決定に関する事務(教育) ○ 文化財保護法に規定する届出の受理等に関する事務(教育)
法令任意	<p>法令上、政令指定都市が行うことができるとされている事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方精神保健福祉審議会の設置(健康福祉) ○ 身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所の設置に関する事務(健康福祉) ○ 中心市街地活性化に関する事務(商工観光労働) ○ 一級河川(指定区間内)及び二級河川の管理等に関する事務(土木)
要綱・通知等	<p>国の要綱・通知等で政令指定都市が行うこと、もしくは行うことができるとされている事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模土地取引に係る事前指導に関する事務(地域振興) ○ 療育手帳の交付に関する事務(健康福祉) ○ 精神保健医療費の支給認定等に関する事務(健康福祉) ○ 連続立体交差に関する事務(土木)
事務処理特例条例等	<p>法令、条例等により県が実施することとされている事務で、政令指定都市が実施することが可能と考えられる事務(市への移譲の際は「熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例」で規定される必要があるもの)、法令で実施主体についての明確な区分がないもの等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定非営利活動法人の設立及び定款変更の認証に関する事務(総務) ○ 特別児童扶養手当の認定、支給等に関する事務(健康福祉) ○ 旅券(パスポート)の申請受付・交付等に関する事務(商工観光労働) ○ 農地転用の許可等に関する事務(農林水産) ○ 都市公園の管理、改築、修繕等に関する事務(土木)